市町村合併に関する説明会」 が開催されま-

南富良野町・占冠村任意合併協議会 (会長池部 プラザと南富良野町総合福祉センターを会場に開催されました。 月30日と31日の両日、北海道総合企画部地域振興室市町村課参事岩間久哉氏を講師に招き、 彰/南富良野町長)主催による「市町村合併に関する説明会」が、 占冠村コミュニティ

さんと一緒に今後のまちづくりについて考えていくことを目的に開催されたもので、2日間で両町村合わせて25この説明会は、「今なぜ合併議論が必要なのか」「第27次地方制度調査会の最終答申の概要とは」など、両住民の皆 0名を超える大勢の方々が参加され、講師の説明に熱心に耳を傾けていました。 今月号では、 その内容について皆さんにお知らせいたします。

説明の内容



の再編」という国の強力な付税の削減「小規模市町村

行政改革の推進により市町

成15年度に入り協議会の設 道内の状況としては、平 道内における合併協議会 の設置状況

> 論が高まりさらに設置が進 表されたのを受け、 査会の最終答申の内容が公 んでいる。 置が進み、 特に地方制度調 合併議

置率23%となっている。 法定協議会においては設

できるのであれば合併協議今までどおりの行政運営が

現在の市町村においては

われている

自己決定と自己責任が問

合併問題では、

市町村の

したくないのが本音である

市町村合併は、「地方交

道内の合併協議会設置状況				
X	分	協議会数	市町村数	設置率
法定協議会		14	49	23.11 %
任意協議会		25	83	39.15 %
(平成16年1月23日現在)				

運営の継続が困難な状況が

村においては、

現状の行政

明らかになってきてい

げられます。 変化として、 合併問題の背景

市町村の役割が重要に なっている。

強化が必要となっている。 治体の規模・能力の充実 要なものとなり、基礎自 民の身近な事務を担う市 町村の役割はますます重 なければなりません。 サービスの内容を決定し 断と責任で行政の施策・ 本格的な少子高齢社会 住

められている。

に対処できる市町村が求

市町村を取り巻く環境の 地方分権の推進により 次の事柄が挙

され、市町村が自らの判 地方分権一括法が施行

日本の総人口は200

到来し、 一方で、 対応が難しくなる。 政基盤の弱い市町村では が求められるため、行財 その水準を確保すること 化・多様化される中で、 本格的な少子高齢社会が るサービスの内容が高度 ると予想されています。 人口の割合は30%に達す 5年をピー 市町村が提供す 65歳以上の老年 クに減少する

な財政状況である。 国・地方ともに危機的

的な行財政運営が求めら て厳しい財政状況にある 入金残高が増大し、極め 国・道・市町村とも借 より一層簡素で効率

地方交付税の改革によ



△ 講師の説明に聞き入る参加者(南富良野会場)

状況は極端に悪化することより、小規模市町村の財政 税の削減や地方制度改革に 国の財政改革による交付 町村自らの検証

である。 村にとっては厳しい状況り自主財源の乏しい市町

可能性がある。 ビスの提供に支障が出る により、 占める地方交付税の減少 小規模自治体では、 市町村収入の約半分を 財政基盤の弱い

併の特例に関する法律」 を強力に推進している。 政措置を講じ、 例債の発行など特例的な財 支援するため「市町村の合 まちづくりや行財政運営を なお、 国においては、 合併の推進 市町村合併特例法による 合併補助金、 特例措置は、 市町村合併 合併後の 合併特 法定 に

協議会を設置し、 した市町村に適用される。 成18年3月31日までに合併 事に対して合併申請し、 3月31日までに都道府県知 平成17年 亚

が予想される。

の見直しは避けられない。 住民サービスの低下と負担 ビスの維持は不可能となり また、 そうなると、現状のサー 人件費や内部管理

革)に取り組まなければな 経費の削減はもとより建設 果が現れない場合がある。 らないが、それだけでは効 大幅な経費の削減 (行政改 補助金の縮小や廃止など、 事業、福祉・医療サービス:

まとめ

ればならない 受け入れる覚悟を持たなけ わらず、その結果を住民が が最終判断することになる。 民の意向を踏まえて、 判断できないが、合併は住 実質的な協議をしなければ 協議会において、仮に合併 した場合の効果や懸念など 合併する・しないにかか 合併問題については法定 議会

て通ることのできない問題 任などを考えたときに避け 運営や住民に対する行政責 自治にとって将来の自治体市町村合併問題は、地方 そのためにも、

> の動向、 住民に提供する必要がある。 検討状況など多くの情報を 協議会での協議・

質疑応 答

主な質疑と回答は次のとお の一部を省略しています。) 師の回答。紙面の都合で内容 りです。(Qは質疑。Aは講 説明会において出された

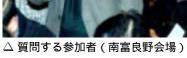
【南富良野会場/1月31日】

ては権限を持って指導は るよう指導されることは らに大きな規模で合併す ありませんか。 たないが、 ても人口が5千人にも満 合併した場合、 現行合併特例法によっ もし占冠村と合併し 国や道からさ 道とし

道を選択した場合、今後 指導はありますか 国や道から何らかの行政 想の対象にはできないと いと考えます。 考えますし、 しないと思われます。 合併をしないで自立の 新法での合併推進構 すべきでな ま

> 年後、 どのようになりますか。 もので、 ると推計している町村も ります。 付税は減額する方針であ 国の財政改革でも地方交 減るのかは判りません。 託事務として行います。 併パターン)を作成しま 規模の合併推進構想 (合 道は新法での人口1万人 今のところ、どの程度 行政指導はありません 地方交付税の今後、 これは法律に基づく 10年後の見通しは 国からの法定受 交付税を25%減 5





広報みなみふらの 576

あります。

いずれにしても、

国は

非常に厳しい状況です。 多額の借金があり財政が

岩間参事

△ 講師の北海道総合企画部